

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく特別養護老人ホーム遊づる（短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 堺暁福祉会（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホーム遊づる（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が実施する指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切に行うものとする。

2 指定短期入所の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定短期入所の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努める。

4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

5 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）指定短期入所を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 特別養護老人ホーム遊づる

（2）所在地 大阪府松原市岡1丁目184番地の1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤1名）

管理者は、従業者の管理、短期入所の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）医師 1名以上（嘱託）

医師は、利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

（3）看護師 3名以上

看護師は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

（4）介護職員 24名以上

介護職員は、利用者の日常生活の介護に関わる支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名（看護職員兼務）

状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。

(6) 生活相談員（生活支援員） 1名

生活相談員は、利用者の相談や日課、日程プログラム等のサービス調整を行う。

(7) 栄養士 1名

栄養士は、利用者の嗜好と栄養に配慮し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する調理献立と給食の指導を行う。

(8) 調理員 4名以上

利用者に給食サービスの提供を行う。

(9) 事務職員 1名以上

事務職員は、事業所の運営に必要な事務を行う。

(10) その他指定身体障害者短期入所に必要な従事者を置くことができる。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

第5条 指定短期入所事業所におけるサービス提供の主たる対象者は、身体障害者とする。

(短期入所の定員)

第6条 事業所の短期入所の定員は、20人とする。（ただし、指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業の利用者を含む）

2 前項の規定にかかわらず、3か月間の平均実利用人員が定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることは可能とする。（併設型の場合は、本体施設の利用定員と併せて一定の範囲内とする。）

(短期入所の内容)

第7条 短期入所の内容は次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清拭

(3) 身体等の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

(8) 前項に規定するものの他、送迎サービスを行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 短期入所を提供した際には、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

- (ア) 朝食1食につき 385 円
- (イ) 昼食・おやつ1食につき 550 円
- (ウ) 夕食1食につき 510 円

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、食事提供に係る人件費相当として、1 日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 利用者の選定に基づくコーヒー（50 円）の嗜好品に係る費用

(3) 利用者の選定に基づく旅行等に係る実費

(4) 利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、理髪・美容・金銭管理等の実費費用。

(5) その他、短期入所の提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用でありその利用者に負担させることが相当と認められる費用は、その実費を徴収する。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意（記名捺印）を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、松原市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 10 条 現に指定短期入所の提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施するものとする。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、事業者において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(苦情解決)

第14条 提供した指定短期入所に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

- 第17条 事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
 - 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。
 - 4 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。